

モバイル型緊急通報システム

問合せ 地域福祉係 ☎32-2216

見本



市では、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で通報ができ、外出時にも持ち運びが可能な「モバイル型緊急通報システム」の有償貸与を行なっています。

システムの特徴

持ち運び可能

au社のサービス提供エリアであれば、屋内外で利用でき、必要な場合はGPSで位置情報を取得することができます。

設置工事不要

充電するだけで利用できます。

コールセンターが24時間365日対応

通報はコールセンターにつながり、看護師などの資格を有するオペレーターが対応、必要に応じ救急車などの出動を要請します。



貸与の対象となる方

市内に居住し、健康状態・身体状況などから日常生活に不安のある方で、次のいずれかに該当する方。

- ①在宅でおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方。
- ②身体障害者1～2級または要支援・要介護に認定された方のみの世帯の方。
- ③そのほか特に貸与が必要と認められる方。

利用者負担 月額 1,000円

※協力員として原則、2名以上の方の登録が必要です。

※コールセンターから月に一度、利用者の皆様の状況をお伺いする「お伺い電話」というサービスをしています。

茂尻中央町町内会「コミュニティ助成事業」でLED防犯灯 26基を整備しました



一般財団法人 自治総合センターは宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、宝くじの受託事業収入を財源とした「コミュニティ助成事業」を実施しています。



問合せ 生活環境交通係 ☎32-2215



この助成を活用して、茂尻中央町町内会がLED防犯灯(26基)を整備しました。これらのLED防犯灯は、環境負荷軽減及び町内の景観の向上、明るく安全・安心な地域づくりのために役立てられます。

こんにちは 地域包括支援センター です!

自分らしく 生きるために



だれもが人間らしい生活をするための大切な権利のひとつに「人権」があります。

特別なことではなく、あたりまえの日常がとても大切です。しかし、年齢を重ねて「判断力が衰える」「物忘れが多くなる」などの状況が続くと、あたりまえの権利を自分で守ることが困難になってくる場合があります。

いくつになっても、自分らしく生きるため(生活するため)に自分の希望や考えをまわりに伝えておきましょう。また、権利を守る制度を知っておくことも必要です。



自分の財産や権利を守るために 知っておきたい制度と福祉事業



成年後見制度とは…

認知症・知的障がい・精神障がいなどで、判断能力が十分でない人を法的に支援する制度です。家庭裁判所への申し立てが必要です。

法定後見制度

すでに判断力が
低下している方

手続き・問合せ

札幌家庭裁判所滝川支部

☎23-2311

任意後見制度

将来の認知症などの
不安に備えたい方

手続き・問合せ

滝川公証役場

☎24-1218

日常生活自立支援事業とは…

軽度の認知症・知的障害・精神障害がある在宅で生活している人に対し、福祉サービスを利用する手続や日常生活費の管理などを支援する福祉事業です。

相談・問合せ 赤平市社会福祉協議会

☎32-1015

赤平市地域包括支援センターでも
ご相談・お問い合わせに応じています。

問合せ 地域包括支援センター ☎32-0661

冬恒例のお楽しみ エルム高原家族旅行村 子どもそりコース開設



そりの持ち込みOK!!

ただいまエルム高原家族旅行村では、冬期間限定で子ども向けそりコースを準備しています。スノーチューブ・そりなどを無料で貸し出しますので、気軽に雪遊びを楽しんでください。

※今年の開設期間については、お問い合わせください。



問合せ エルム高原家族旅行村(赤平振興公社) ☎32-5121